

1 電子取引データの保存

電子取引を行った場合の書類は、紙に印刷して保存することが認められていましたが、**令和6年1月1日から、改ざん防止措置や検索機能の確保などの保存要件に従った電子データの保存が義務となります。**メールやウェブでの取引履歴は一定期間を経過すると自動的に削除されたり検索できなくなったりすることがあるため、別途保存が必要です。

電子取引を行った場合の書類の例

- 電子メールの添付で受け取った請求書（PDFなど）
- 電子メールに添付して送った請求書（PDFなど）
- インターネットサイトで商品を購入した際に発行された領収書
- 請求書システム経由でやり取りした請求書など

START!

YES → NO



電子取引データの保存状況などをチェックしてみよう!

1 改ざん防止のための措置をとっている。

次のいずれかの方法で保存書類の改ざんをしていないと証明できるようにすること。

- タイムスタンプ付与
- 訂正・削除の履歴が残るシステムまたは訂正・削除ができないシステムなどを導入
- 改ざん防止のための事務処理規程を定め、守る

2 税務職員の求めに応じて指定されたデータを速やかに出力できる。

3 取引などの日付・金額・取引先で検索できる。

4 次の要件をいずれも満たしている。

- 日付・金額は範囲指定で検索可能
- 日付・金額・取引先のうち2つ以上の任意項目の組み合わせで検索可能

検索要件を満たす簡易な方法の例

- 表計算ソフトなどで索引簿を作成
- 規則的なファイル名を付したデータファイルを使用
 - ➔ ファイル名に日付・金額・取引先を入力して規則性を持たせ、特定のフォルダに集約して検索できるようにする

次のどちらかに当てはまる。

- Ⓐ 基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下
- Ⓑ 電子取引データ印刷書面を日付・取引先ごとに整理し、提示・提出が可能

税務職員のデータのダウンロードの求めに応じてデータを提示・提出できる。

猶予措置の対象になる可能性あり

原則的なルールに従って保存できています。

猶予措置を受けるには

YES → NO

1 1～4の対応ができていないことに、相当の理由がある（A・Bを含む）。

猶予措置の対象となるのは、システム等の整備が間に合わない場合、システム等の整備は整っているが資金繰りや人手不足等のため1～4を満たすことができない場合です。

ルールに従った保存ができていません。1～4の電子取引データの保存ルールについて、速やかに対応しましょう。

2 税務職員の求めに応じて、電子取引データの印刷書面を提示・提出できる。

ルールに従った保存ができていません。2③について速やかに対応し、猶予措置の適用を受けましょう。

3 税務職員のデータのダウンロードの求めに応じてデータを提示・提出できる。

1～4の電子取引データの保存ルールについて猶予措置の適用を受けられます。